

令和6年1月吉日

お客さま各位

北海道信用金庫

契約終了後の融資契約書類等のお取扱いについて

平素より、北海道信用金庫に格別のお引き立てを賜り心より御礼申し上げます。

さて、これまで当金庫では、お客さまとの融資契約が終了となりました際には、契約書類等をご返却しておりましたが、令和6年2月1日以降の契約終了分からは、終了後の融資契約書類等をご返却せず当金庫において一定期間保管し、保管期間経過後に当金庫所定の手続きにより廃棄する取扱いに変更させていただきます。

なお、契約が終了した融資契約書類等の返却をご希望される場合は、お手数ですが契約終了日から3か月以内に「お取引店」までお申し出いただきますようお願い申し上げます。

今後もより一層のサービス向上を心掛けてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせは、お取引のある当金庫本支店までお願いいたします。

